令和８年 11 月 25 日
教育課程企画特別部会
参 考 資 料 ２ － ３

2026 年 10 月 23 日

第 13 期中央教育審議会　教育課程企画特別部会
「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見

公益社団法人経済同友会
教育革新委員会委員長　日色　保

AI の進展により、情報や解決策を容易に得られる時代においては、自ら問いを立て、課題を発見し、知識や技術を結び付けて新たな価値を創出する力が一層重要となる。その基盤となる主体性や協働する力、自律的に学び続ける力を育むには、教育機関のみならず、地域社会や産業界も教育の担い手として参画することが求められる。

こうした観点から、審議まとめが掲げる「主体的・対話的で深い学び」の実装、「多様性の包摂」、「実現可能性の確保」の方向性を高く評価する。とりわけ、小中高を通じた「情報活用能力」の育成のあり方が見直されたことは、先端技術を的確に活用し、学びの更なる深化を実現する上で、大きな意義がある。上記を踏まえ、以下の 4 点について意見を申し上げる。なお、本会としても、学校と経営者の交流活動を継続・発展し、学習機会の提供や学びへの伴走などに積極的に参画していく。

1. 経済・社会の構造を体系的に学ぶ機会の創出

自律的なキャリア形成には、社会の仕組みや産業間のつながり、多様な職業への理解が重要である。しかし、児童生徒がこれらを体系的に学ぶ機会は限られている。

このため、義務教育段階では裁量的な時間、高等学校段階では学校設定教科・科目等を活用し、経済・社会の構造と職業との関わりを俯瞰的に学ぶ取組例を、ガイドラインや指導資料等で示すべきである。

2. 個人の修得状況に応じた教育課程の柔軟化

審議まとめでは、調整授業時数制度の創設など学校単位での教育課程の柔軟化が示されている一方、個々の児童生徒の修得状況に応じて学ぶ内容を調整できる範囲は限定的である。

一人ひとりの理解度に応じた学び直しや先取り学習などを可能とする、教科や対象を限定しない個人単位の柔軟化について、検討を進めるべきである。

3. 教育課程の柔軟化を推進する体制の拡充

教育課程の柔軟化を実効性あるものとするには、制度の整備だけでなく、各学校で改革を進める体制整備が不可欠である。具体的には、教育課程柔軟化アドバイザー（仮称）の設置に加え、各学校において、校長を支え、改革の立案・進捗管理や国・教育委員会等との連携を担う新たな人材を位置付けるべきである。そのため、国には、必要な人員配置への支援を求める。

4. 次期学習指導要領の着実な実施に向けた継続的な改善

次期学習指導要領の着実な実施に向けては、児童生徒や保護者、地域社会への理解促進に加え、教育現場の実態を踏まえた継続的な改善が重要である。また、社会や技術の変化に迅速に対応できるよう、10 年周期での改訂をはじめとする教育の枠組みの抜本的な見直しについても、引き続き検討すべきである。

以上